

除染等の作業に係る人員の教育等の体制強化について

【組織の体制】

- 来年 1 月 1 日の放射線汚染対処特措法の完全施行と併せ、福島県に福島環境再生事務所を開設。特措法に基づく除染作業も順次開始。

【職員の体制】

- 1 月中には、本省と福島現地双方で、200 人規模体制。

※ 本省約 70 人、福島現地約 60 人、JAEA・東京電力等の協力・派遣職員等約 90 人

※ 福島現地において、環境省職員等によるチームを複数作り、担当する市町村に対して相談、助言等の対応を実施。

- 4 月には、関東地方環境事務所も含め、400 人規模体制。

※ 本省約 90 人、福島現地約 210 人、関東事務所約 30 人、JAEA・東京電力等の協力・派遣職員等約 90 人

【除染等の作業にかかる人員の教育】

- 早急に教育体制を整備し、除染等に従事できる人員を 4 月までに 3 万人以上確保する予定。
- 作業指揮者(作業員 5 名に 1 名(職長・班長)を想定)を対象とした以下の研修を予定。

<年内> 環境省及び厚生労働省において、合計 2000 名程度に対して研修を実施。

<年度内> 環境省、厚生労働省及び福島県において、合計 4300 名程度に対して研修を実施。